

29 久喜市

建設工事	設計	土木	書類名	摘要
			1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	
			2 法人市民税又は個人市民税の納税証明書 <写し可>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業所の所在地に関わらず、久喜市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある事業者が対象</li> <li>・直近1年分の納税証明で、申請日前3ヶ月以内に交付されたもの</li> <li>但し、徴収を猶予され納税証明書に未納額がある場合は、納税証明書 写し可 及び久喜市から通知のあった「徴収猶予許可通知書」の写しを提出してください。</li> </ul>
	-	-	3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)</li> </ul>
	-	-	4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。</li> <li>3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。</li> </ul>
	-	-	5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規)</li> <li>・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。</li> <li>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。</li> <li>建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。</li> <li>電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。</li> </ul>

【久喜市提出書類】の問合せ先

久喜市 財政課 契約係

TEL:0480-22-1111(内線2482)

FAX:0480-22-3319